

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年8月3日（金）14:00～14:38

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

小岩 正貴 長野県企画振興部長

小林 安男 長野県農政部農村振興課長

保科 千丈 長野県企画振興部総合政策課企画幹

丸山 幸一 長野県企画振興部交通政策課企画幹兼課長補佐

瀧澤 修一 長野県産業労働部産業政策課産業戦略室企画幹兼課長補佐

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 世界に開かれた中山間地の「人づくり」拠点～クリエイティブ・フロンティア構想～について

3 閉会

○蓮井参事官 お待たせいたしました。それでは、これより国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催したいと思います。

本日の1コマ目ですが、長野県にお越しいただいております、この御提案についての聴取は2度目ということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速県の提案について、御説明をお願いいたします。

○小岩部長 長野県企画振興部長の小岩でございます。本日は、ヒアリングの機会を与えていただきまして、ありがとうございます。以降、着座で失礼いたします。

まず、お手元に1枚お配りしておりますのが、これは前回にお持ちさせていただきました長野県からの提案でございますので、参考までにとという形で、前回こういう形でお出ししていましたということで、御覧いただきながらお願いできればと思います。

ここからの御説明は、本県が今日お持ちいたしましたヒアリング資料に基づきまして、順次御説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして、1枚目でございますが、左側は前回の御提案をもう一度コンパクトにまとめたものでございます。前回のヒアリング以降、庁内でさらに検討、また、関係事業者とも意見交換を進めまして、特に赤字の部分につきまして、少しブラッシュアップをしておりますので、この後に御説明をさせていただければと思います。

前回は、人材の活用と近未来技術の導入という形で、中山間地の人づくり拠点という形で出しておりましたけれども、人づくり、人が根付くためには移動の足も必要ということで、持続可能な公共交通システムの構築ということも一つのベースとしまして、社会資本の整備という形で、今回提案に追加をさせていただいております。こちらまた後程詳しく御説明させていただきたいと思います。

それでは、順次御説明を申し上げます。ページ数で言いますと、3ページ目になりますが、小学校の英語における特別非常勤講師の拡大でございます。こちらにつきまして、前回のヒアリングでは、特に御議論はなかったのですが、さらに中で議論いたしまして、特別非常勤講師の授業力が一つポイントになるだろうということで、授業力を育成するために、授業をやっております教育実習と同等の実地研修を行うということを考えてございます。具体的には、ここに○が三つございますけれども、こういった点も含めた県としての研修計画を策定いたしまして、これを国のほうに提出をさせていただくという形で、授業力の向上、研修の担保をさせていただくということ。また、指導主事を定期的に派遣するといったことも考えたいと思っております。

おめくりいただきまして、4ページ目でございますが、職業能力短期大学校、県の職能短大でございますけれども、こちらの短期大学校から通常の四年制大学への編入が、資料の制度の現状の左側でございますように、職能短大からのみ四大への編入学ができないというのが現状でございます。我々の思いとしましては、所管省庁の違いということも一つ大きな制度の壁なのかなと思っておりますが、一応それにつきまして、是非この編入ができるようにという御提案をさせていただいております。

その際もいくつか御議論がありましたけれども、さらに検討を加えまして、規制改革提案とございますが、二つの限定要件を付けさせていただいてはどうかと考えております。一つは、当然この特区内に限るということ。

それから、当該職能短大と編入をする大学、個々の大学、この両者が協定を結ぶことによって合意が取れたものについては、法律上この編入ができるということを認めていただけないかということでございます。政府の方針にも実績を一定程度積み重ねていくことが必要不可欠だとはございますが、実際にその実績を積むためにも、こういった個々の事例を御支援いただきたいと我々は考えておりまして、短大から大学への編入学を可能とする特区の運用を是非創設いただきたいと考えているところでございます。

次の5ページ目は、ホテル・旅館業への技能実習生の受入れでございます。これは前回、技能実習の1号と2号の違いが、我々の提案としましては、1号だけではなくて2号にも拡大してやりたいという御提案でございましたが、2号に拡大するためには、現状のホテル・旅館業の実際の実習の内容を精査する必要があるだろうという御指摘をいただいております。我々は再度整理をいたしまして、現在民間団体でやっておりますけれども、おもてなし研修というものがございます。このおもてなし研修は初級、中級と二つございますので、この初級、中級のおもてなし検定を使うことによって、実際の実習の習熟度を測るような、こういう民間の検定制度を使って実習度を測るというような仕組みを加えてみてはどうかということで、再度検討したものでございます。

続きまして、6ページ目でございますけれども、在留資格「医療」への変更許可ということです。こちらは規制改革の提案の現行のところを御覧いただければと思いますけれども、現在在留資格を「医療」として申請するためには、国家試験に合格していることを証明する書類の添付が必要になりますが、合格発表が3月下旬でございますので、合格通知を受け取ってから手続をしますと、どうしても許可をいただけるのが5月以降になってしまうということです。この結果、4月から5月までの2か月弱につきましては、現行で言いますと、資格外の活動許可という形で週28時間という条件の中で働いていただくしかないということでございます。提案は、合格通知を待たずに国家試験を受けているという実態をもって変更許可申請を受理していただき、看護師免許以外の必要事項に関する審査を先行して実施していただき、合格発表後に合格通知及び看護師免許交付申請書の写しを提出することにより、在留資格「医療」への変更を即日許可していただくというスキームにしたい。そうすることによって、4月からの人事異動を含めて円滑に進みますので、是非認めていただきたいという御提案でございました。

前回の御指摘としましては、そうすることによって、たくさんの受験生が殺到して、前さばきが大変になってくるのではないかと御懸念がございましたけれども、さらに実情を調べましたところ、現状におきまして、国家試験の合格率は全国平均で97.6%でございます。長野県におきましては、99.1%という形で、基本的にはそもそも国家試験を受けるに当たっては看護師養成校の修了証が必要でございますので、その修了証の発行をもって、事実的なスキルは身に付けていると言えるのではないかとございまして、今回の要件としましては、前年度の合格率が全国平均を上回っているということであれば、無秩序な申請や受験は抑制できるのではないかと考えているところでございます。

次の7ページ目でございますが、外国人の農業人材の受入れでございます。こちらにつきましては、我々どもの切実な思いといたしまして、制度の現状のところに現行制度とございますけれども、今認められておりますが、連続しているということと、一つの実施機関であるということでございます。ただ、長野県の場合、高冷地でございます。どうしても冬は農業がなかなかできないという環境でございますので、右に規制改革提案がございますけれども、監理団体による適正な管理が実施される場合と言っておりますが、具体的には2年、3年という複数年間の統一的な研修計画を作るという前提で、そういった統一的な研修計画を一つの監理団体が行う。ちゃんと見るという前提で、期間中の一時帰国とか、あるいは複数の実習機関を通じた研修だとか、そういった規制の緩和を認めていただくという御提案でございます。そうした研修を受けた人材を、農業支援外国人受入事業という現在の国家戦略特区のこの事業の中でさらに活かしていく。こういう流れを作らせていただければという御提案でございます。

次のページでございますが、こちらは御参考までに、本県におきましても、現在、調整を進めております農業人材の受入れのための関係協議会という仕組みでございます。ここにJA長野県もしっかり入っていただきまして、派遣事業者を調整していくということでございます。

9ページは、気象測定機器の問題でございますが、たくさんある気象の測定機器を使う場合に、すべてにおいて検定に合格していないとその測量結果は使えないということでございますので、そこを現在長野県では、例えば、各街路樹にこういった測定器を置いて、そのデータを特に冬場ですが、冬場の気象情報などを集約して活用したいと思っております。そういう場合に、計画提案にございますように、使用する気象機器から任意チョイスして実施した場合については、全体として検定を合格したとみなしていただけるような、そういう柔軟な対応、取扱いを是非ともお願いしたいというものでございます。

次の10ページ目でございますけれども、こちらは既存の改革メニューで活用させていただきたいと思っているものでございます。前回は個別の対応、メニューという形で御提案しました、電波の技適マークが付いていない機器なども使わせていただけないかということでございまして、こちらは既存のメニューで使えるという形で確認が取れましたので、今回こちらの既存のメニューのほうに入れさせていただいております。

最後でございますけれども、交通システムの構築でございます。長野県は県土が非常に広うございますので、交通、あるいは物流の構築が課題になってございます。昨年度から本県では、バス、タクシーの交通事業者、また、民間の商業事業者や、福祉事業者も含めまして、検討会を持って色々議論しているところでございます。

その中で、ICTを活用した新たな交通システムの活用ということで、バス、タクシーそれぞれ仕掛けをしております。バスについては、バスロケーションシステムがあつて、バスの移動状況が分かるもの。タクシーにつきましては、これは単なる移動手段ではなくて、「総合生活移動産業」と銘打ちまして、タクシープラスアルファの形で、例えば、今の料

金体系で言うとはできないのですけれども、定期券でのタクシー利用をするだとか、あるいは貨客混載、物流と合致するだとか、そういうプラスアルファの産業という形でタクシーを生まれ変わらせていこうということを、ちょうど今年度から実際に動かし始めたところでございます。今後でございますが、点線で書いてございますけれども、相乗り配車のシステムを構築したいとか、あるいはモノとヒトをそれぞれセットで相乗りにするようなデマンドシステムを組むとか、そういったことを平成31年度から是非やりたいと思っております。現在、そのための調整をしているところでございます。そのためのプラットフォーム構築としましては、既にベースとなるアプリケーションは策定が済んでおりまして、既存のアプリケーションを改定していく形で、バスロケーションシステムとか相乗りシステムなどを作っていきたいと考えているところでございます。

プラス、一番下の真ん中でございますが、交通系ICカード。これは既存のSuicaとの相互交換を考えながらでございますけれども、県内共通のICカード、バス、タクシー、また、ショッピングですとか、各種色々なところで使っていただけるようなものを開発いたしまして、こういった二つのプラットフォームから出てくるビッグデータを集積する形で、交通の最適化や交通以外の分野、産業の活性化、あるいは旅館業などで使わせていただくというように考えているところでございます。タクシーの産業をさらに活性化するためにどうしても障壁になってきますのが、真ん中に雲で書いておりますけれども、色々な障壁があるということでございます。

おめくりいただきまして、12ページでございます。いくつもございますが、一つは、まずは貨客混載。現在、県内でも既に一つ動いておりますが、今年度中にあと二つ動かせる予定で調整を進めております。実施地域に今国土交通省に認めていただいておりますのが、過疎地が発地または着地のどちらかでなければならないという規定がございます。実は、結構長野県の実態からしますと、どうしても難しい課題が出てまいります。この過疎地というのは、そもそも合併前の旧市町村単位で指定されるものですし、財政力なども入ってきますので、交通の実態と旧市町村の財政力はあまり関係ないような気がしますので、このあたりを是非この規制を撤廃していただけないかということ。

それから、運行のための必要な5両以上の運行管理者の設定というような、こういう必要な規定は、どうしても過疎地の営業所にとっては非常に不採算になりますので、是非ここを柔軟に運用させていただきたいということでございます。

最後、13ページでございますが、タクシー、旅客運送の制度の柔軟化という形で、逆に言うと、今色々なタクシーの事業者も含めた規制で、本来守ろうとしていたところが実は疲弊の原因になっているのではないかという発想を持っておりまして、業の活性化のためにも是非制度を柔軟化していただきたいということでございます。⑨でございますけれども、定額運賃、例えば、3時間3,000円といった形の観光タクシーなどをやろうとしまして、発着地点が恒常的に相当数の不特定多数の集客が認められる施設は、駅等に限定されますので、ホテル街とか、そういったところについてはなかなかこれが認めていただきに

くい環境でございます。是非そういうところを認めていただけるような、柔軟な対応をお願いしたいということ。それから、迎車料金です。こちらも今、迎車料金が時間制では認めていただけていないのですけれども、迎車の場合にもそういう料金を取れるようにしていただきたい。これは業の後ろ盾にもなりますということです。最後、実際に使う車両につきましても、中古をもっと活用できるのではないかと、都市部で使われたものを地方、長野県に持ってきて、中古で使える場合があるのではないかと思いますのですが、その場合でも、中古でも大型車両を導入しますと、料金がどうしても大型になってしまいますので、どうしても柔軟になりませんので、中古の場合は普通車でもよりリーズナブルな料金で使っていただけるような、こういう区分も作っていただけないかと。こういう色々な制度の柔軟化を是非ともお願いしたいという内容でございます。

以上、大変すみません。駆け足で恐縮でございますが、長野県からの提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

非常に多岐にわたっていますので、すべてについてコメントすることはできないのですが、タクシー関係はどれもなかなか理屈が通りそうな話なので、これは推していければいいのではないかと思います。

少し伺いたいのは、気象機器については、前回も委員の方たちは基本的に割と積極的でしたね。委員の方たち、雪のところに関してです。それで、今回の特色はサンプリングをして、そのサンプリングの数字を全体の基準として認めてもらいたいということだと思います。前は必ずしもそれは入っていなかったのですか。

○小岩部長 前は必ずしもそこまでのイメージが具体的に御提示できなかったものから、それを今回はブラッシュアップしてお持ちしたということでございます。

○八田座長 そのサンプリングの対象になるものとしては、必ずしも正式なものではなくて、新たに作ったもので認めてもらいたいというのは、要素が二つありますね。それは雪の状況でだから、理屈が付くのではないかと思います。

それから、農業人材は7ページですか。農業人材は、連続でやることを一つの機関でやるから、やってもらいたいですと。これも非常に特殊な事情で、冬が長いから別のところでやる。これも話として筋が通っているのではないかと、私の個人的な意見ですが、そう思います。

今度はちょっとどうかと思うのは、4ページの職業能力短期大学から大学への編入です。前回のお話では、単位の互換みたいなことは特にまだやっていないということでしたね。それが積極的にできるようになるというのは一つの根拠になるのではないかと、この間に御指摘したと思います。

○小岩部長 すみません。こちらが漏れているのです。今単位互換も含めて、協定を具体的に職能短大と、長野県は信州大学がございすけれども、そこの間で単位の互換と編入も含めて検討を行っています。

○八田座長 単位の互換についても今は規制があるのですか。

○小岩部長 ないですね。

○八田座長 では、まずはそこから始めるということが一ついいのかなという気がします。

ついでに5ページで、旅館の仲居などが1年で帰るというのは、非常に自然な気がするのですが、元々の技能習得の目的からしたらごく自然だと思うのですが、こういう仲居的なもので最初から3年というものはどこにもないでしょう。1年だけですね。1年で普通は終わっているわけですね。ちょっとそれは、その目的からだとは非常に自然なので、3年というものを最初から持ってくるというのは、よほど理屈がないとまずく、今の1年とはちょっと切り離れたものかなという気がします。

私は、とりあえずの感想はそういうところです。あとは委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

どうぞ、八代委員。

○八代委員 ちょっと今の補足でお聞きしたいのですが、職能短大との関係で、編入制度は、実はうちの大学でも特に設けていないので、ただ単に単位を互換する、つまり、ほかの学校等で取った単位を認める。だから、普通は4年かかるところを2年で卒業できるということと同じだったら、八田座長が言われたみたいに、十分な単位を互換すれば、事実上の編入学ができるわけですね。だから、それでいいのかどうか。無条件に職能短大を出ていれば信州大学の3年生に入れるというのではなくて、単に2年間で卒業できるぐらいの単位を認めてもらえれば同じことになるのかという、ちょっと補足の質問です。

それから、今もありましたが、仲居は1年だけれどもベッドメイクをすれば3年になるわけで、ベッドメイクぐらいはそんなに難しいことではないので、何でわざわざ仲居に3年を認めろというのではなくて、客室の清掃とかベッドメイクをやってもらって、3年でやるということができないのですかというのが疑問ということです。

あとは気象機器なのですが、検定に合格しないものを使用させろと言うと、さすがに気象庁もそれは困るわけで、そうではなくて、検定の合格の仕方ですね。全数調査ではなくて、サンプルでやらせろということであればだいぶ意味が違うので、私も最初、事務局から聞いたときにちょっとびっくりして、そんな合格もしていないものを使えというのは、それはおかしいので。何が合格かというときに、これは自動車の部品だって、何だってサンプルでやっているわけで、そういう合格基準のやり方という言い方をされたほうが通りやすいのではないか。そういう誤解でいいのかどうかということです。

○八田座長 補足すると、雪で測定していないところは見ようがないけれども、ほかのところから類推して、大体このぐらいですと言って報告していいかということですね。それは機器自体がいい加減であってもいいということとは別のことではないかということですね。

どうぞ、中川委員。

○中川委員 ちょっと今の八代委員の質問に似ていると言えれば似ているのですけれども、ちょっと違うもので御質問なのですが、在留資格「医療」への変更許可申請の部分ですが、

3月下旬に合格発表があつて、2か月かかるから、その間は資格外活動許可という形で週28時間上限という扱いしか認められていない。これについては、看護師国家試験合格率が全国平均を上回るということで、もう認めてあげてもいいではないかと。やや乱暴な話かなと思っております、お聞きしたいのは、要は、3月から2か月間については、資格があるものとみなして活動するということを認めろという御主張だと思うのですが、まさに長野県は99.1%という形で非常に合格率が高いわけですが、落ちてしまう人もいますわけですね。ということは、落ちてしまう人がいるという中で、資格があるというような形で扱えというのは、本当にそれは色々な問題に波及しないのか。

何を申し上げたいかと言うと、医療行為をやるわけですから、医療行為をやったときに、何らかの医療過誤とかいった責任が発生したときに、合格していない人を合格したものとみなして行わせたものについて、その場合にどんな責任を取らせるのかとか、そういった問題に波及しないのかということが、私はやや心配でありまして、いずれにしても、これは多分3月から5月の間に28時間しか働かせられないという不便と、1%ぐらい落ちてしまう人について、大きなリスクを抱えているので、それとの比較衡量の問題のようにも私は思うのですが、そういった部分を御検討いただいたほうがよろしいのかなと思います。

○八田座長 今のはあれですか。中川委員がおっしゃったように、4月1日から日本人看護師と全く同等の処遇をするというのはちょっと問題だろうと。ちょっとというか、落ちる人がいる以上は趣旨に合わないだろうと。そのことと、週28時間はちょっと短過ぎるではないかと。これを資格外活動許可を得ても延ばせるようにしてほしいというので、そこが微妙なところなのですが、長野県らしいのですが、長野県は合格率が高いから、これをもうちょっと上げてよと。そういうものか、これも全国で本当にやるべきなのかなというところですね。

○小岩部長 中川委員から御指摘をいただいたところは、あくまでも国家試験に合格している者の在留資格がスムーズに変更できるようにしていただきたいというものであり、無資格者を医療行為に当たらせることを許容するものではありません。

ただ、八田座長に御指摘いただいたように、我々が問題としておりますのは、28時間という実際の勤務の時間のほうでございまして、資格の面で日本人と同じ条件下にありながら、取扱いに差が出てしまうことは不平等でありますし、病院側としても4月、5月だけ人手不足になっていますので、そこを何とか解消させていただきたいというのが県としての本音でございます。

ただ、医療機関に聞きますと、日本人の場合でも新卒者は看護師免許を手元に受け取るまでは研修生として先輩看護師の補助を行い、医療行為には直接携わらないというのが実態だそうですので、そういった点では配慮が必要であると思います。

○八田座長 活動範囲も限定したほうがいいかもしれませんね。

ほかにはコメントはありますか。事務局からはありますか。

○村上審議官 1点だけ、タクシーの絡みなのですけれども、これを実際にサポートしていらっしゃる事業者とか民間側の勢力は、具体的に何か見えているものがあれば教えていただければと。

○小岩部長 本県の場合ですと、先程申しましたように、昨年度から事業者も含めて色々話を実際にしておりますので、タクシーの協会とか、物流の事業者だとヤマトも佐川も日本郵便も全部入っていただいておりますので、そういう意味で言うと、業界横断的に話しております。特定のサポートをしている事業者がいるかどうかというところでは言いますと、基本的にどなたでもウェルカムな受入れ体制を県としては頑張っているという感じなんです。その中で、もし新規の参入の方がいらっしゃれば、当然お仲間に入っていただくという形になろうかなと思っております。

○村上審議官 ありがとうございます。以上です。

○八田座長 貨物との混載は、今過疎地だけで認められているんですね。

先程の議論を伺っていると、とにかく長野県は全部やらせてくれという議論に聞こえるけれども、途中の段階があってもいいのではないのでしょうか。例えば、今の過疎の定義がおかしいから、もう一つこういう実質的に交通不便なところを定義して、その地域ならいいというようにしてもらえないかと言うと、おそらく説得性が増すのではないかという気がするんです。

これは何か別な基準は考えていらっしゃいますか。

○小岩部長 具体的な基準は、まさに今考えているところで、今日具体的にお話しできることはございませんが、例えば、長野市で言いますと、長野市内でも中山間地に行きますと、交通が不便なところがございますので、貨客混載をやりたいところがあるのですが、合併前の旧村のところは、この過疎の要件にはまりますのでできるのですが、元々長野市だったところではできないということになりまして、市町村をまたがる路線ではこの路線のうちの旧町のところ、村のところはできるけれども、ほかはできないとか、そういう事例はございます。

○八田座長 そこに関する具体的な案があるといいですね。

○小岩部長 それは是非考えさせていただきます。

○八田座長 そういうものはおそらく全国的にもほかのところも、それこそアジア特区的にもやるべき種類のものかもしれませんね。分かりました。

ほかにご覧いませんか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 タクシーの運賃の柔軟化で、ホテルから出ると定額料金はダメだと。駅なら構わないというのは利用者にとって不便ではないか、もし、それだったらホテルからお客を乗せて駅まで通常の料金で行って、そこから定額料金で行けば、今でも数百円の差で済むのではないですか。

○八田座長 それは私がやっていることです。羽田から千代田区は定額料金なのです。千

代田区の飯田橋駅まで行って、そこで一遍払う。それからすぐ近くだが新宿区の家まで三百何円かの追加料金を払って乗る。

○八代委員 既にそういうことを事実上やっているようなことを認めさせれば、数百円の違いでできるのではないかと思ったのですが。

○安念委員 しかし、松本市の山の上のホテルだと、駅からでも1,000円とかしてしまう。

○八代委員 そういうケースですか。

○安念委員 そういうことはありますよね。観光地は特に離れていますからね。

○八代委員 ホテルが離れているということですね。

○安念委員 それはあると思いますね。

○小岩部長 元々駅を通さなくても、駅からリゾート地の間にホテルがございますから、一旦戻らないといけないということになりますので。

○八代委員 分かりました。

○八田座長 定額料金を駅だけではなくて、色々な起点でさせていただきますと、それは筋が通っていますね。

○八代委員 失礼しました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○小岩部長 早口で申し訳ございませんでした。